

濃縮・埋設事業所 ウラン加工施設、廃棄物埋設施設  
再処理事業所 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設に係る保安規定変更認可申請コメント管理表 (1/3)

凡例

- : 対応中
- : 今回の提出資料にて対応
- : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに含まれると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮	2022. 4. 19	<審査会合資料> P5の品質・保安会議に係る注釈については、目次で別途説明することが明確になっているため、削除すること。	<審査会合資料> 品質保安会議の議長変更を別途説明する旨の注釈については、目次で明確になっているため、削除すること。	2022. 4. 20 (資料提出)	審査会合資料 (資料 1)	—
2	濃縮	2022. 4. 19	<審査会合資料> P5の①に関して、設工認からの反映ということだが、インターロックに関わる事項を削除という説明よりは、一部の機能が削られるという理解である。正確に表現すること。	<審査会合資料> 濃縮度管理インターロックについては、一部の機能が削除された旨、表現を修正する。	2022. 4. 20 (資料提出)	審査会合資料 (資料 1)	—
3	濃縮	2022. 4. 19	<審査会合資料> P5の①～⑥について、どういう趣旨で変更内容を並べたのかわからない内容となっている。それぞれのポイントがわかるようにすること。	<審査会合資料> 保安規定への反映事項については、反映した保安規定の条文毎に纏めるよう修正する。	2022. 4. 20 (資料提出)	審査会合資料 (資料 1)	—
4	濃縮	2022. 4. 19	<保) 濃縮個別01> P4の作業ステップについて、②-3の部分でステップ②-1と記載しているが、②-2が正しいのではないかと確認して修正すること。	<保) 濃縮個別01> 各作業ステップの紐づけについて、確認し修正する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別01 事業変更許可及び設工認からの反映事項の網羅性に係る補足説明資料	—
5	濃縮	2022. 4. 19	<保) 濃縮個別01> P4の②について、②-2が運営管理課で②-3が施設管理課と記載しているが、逆ではないかと確認して修正すること。	<保) 濃縮個別01> 各作業の実施部署について、確認し修正する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別01 事業変更許可及び設工認からの反映事項の網羅性に係る補足説明資料	—
6	濃縮	2022. 4. 19	<保) 濃縮個別01> P7の吹き出しでステップ②-3と記載しているが、②-2ではないかと。左下の箇所についてもステップ①-4と記載しているが②-4ではないかと。確認して修正すること。	<保) 濃縮個別01> 各作業ステップの紐づけについて、確認し修正する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別01 事業変更許可及び設工認からの反映事項の網羅性に係る補足説明資料	—
7	濃縮	2022. 4. 19	<保) 濃縮個別04> P1で使用前事業者検査等終了日について定義しているが、これ以降、使用前事業者検査等終了日という記載がない。P5のただし書きについても、「使用前事業者検査終了後」という記載をしていたり、他の箇所でも「使用前確認後」という記載をしている。記載を統一するよう見直すこと。	<保) 濃縮個別04> 用語について整理し、記載を統一するよう修正する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	—
8	濃縮	2022. 4. 19	<保) 濃縮個別04> 使用前確認は原子力規制検査として使用前事業者検査を行った過程において、使用前確認を行うような行為であるため、今記載している使用前確認は、本来、原子力規制検査という位置付けになる。P5の*2について、運用要求に係る検査の使用前確認は、保安規定認可後に実施と記載しているが、保安規定認可後に使用前事業者検査を実施するという内容になると考えるため、見直すこと。	<保) 濃縮個別04> 使用前確認の位置づけについて整理し、修正する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	—
9	濃縮	2022. 4. 19	<保) 濃縮個別04> 条文の中で使用前事業者検査に係る変更とそれ以外の変更が混在している条文について、条文の中のどこが使用前事業者検査に該当するのか示すこと。	<保) 濃縮個別04> 保安規定変更箇所について、使用前事業者検査に該当する箇所を明確にする。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	—



No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
10	濃縮	2022. 4. 19	<保> 濃縮個別04> 工事や運用上の制約がない事項というのはどういう意味なのか、よくわからない。附則の用語と工事や運用上の制約がない事項、それ以外の事項の種別がリンクするように言葉を整理して纏めること。	<保> 濃縮個別04> 工事や運用上の制約がない事項の定義付けをするとともに、保安規定変更箇所のうちどの事項に該当するのかを明確にする。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	—
11	濃縮	2022. 4. 19	<保> 濃縮個別04> 規定という言葉は、条文単位ではなく、それぞれ定められている内容のことをいうので、附則の第3項の柱書だけで十分読める。ただし、この用語だけでは、分かりにくいので、そこがどう規定であればいいのか整理すること。	<保> 濃縮個別04> 附則第3項のただし書きに係る規定を整理する。また、附則に記載する表現として適正化する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	—
12	濃縮	2022. 4. 19	<保> 濃縮個別04> 附則第2項の社長が指定する日が適用される品質保安会議の議長変更について、株主総会などで社長が否決した場合、この記載はどうか考えればよいか。	<保> 濃縮個別04> 本附則については全社共通01で整理した後、必要に応じて附則の記載を修正する。	2022. 〇. 〇	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	—
13	濃縮	2022. 4. 19	<保> 濃縮個別04> P5の図について、緑色と黄色の矢印が制定から認可まで伸びているが、実際は施行1から矢印が伸びているのではないか。	<保> 濃縮個別04> 施行1から適用するため、矢印の位置を修正する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	—
14	濃縮	2022. 4. 19	<保> 濃縮個別05> 新規基準に係る保安規定の変更の第1段階と今回の変更の関係については、この補足説明資料でもあまり説明がなされていないため、説明する必要がある。今後のヒアリング等で確認する。	<保> 濃縮個別05> 今回追加した火災、自然災害等の事象への対応について、第1段階の保安規定での対応状況を整理し、資料を修正する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保) 濃縮個別05 火災及び自然災害等発生時における対応に係る補足説明資料	—

【公開版】

濃縮・埋設事業所 ウラン加工施設、廃棄物埋設施設  
再処理事業所 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設に係る保安規定変更認可申請コメント管理表 (2/3)

凡例

- : 対応中
- : 今回の提出資料にて対応
- : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに含まれると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	埋設	2022. 4. 19	<審査会合資料> 申請書も含め、現状の組織体制の課題と対応を整理し、保安規定の行為者の変更による引継ぎの内容がわかる資料を作成すること。	<保) 埋設個別03> 現行組織の課題とその対応、職位変更に伴う業務の移管状況について、新規の補足説明資料に整理する。	2022. 4. 27 (資料提出)	保) 埋設個別03 組織改正に伴い実施職位に変更がある業務に係る補足説明資料	—
2	埋設	2022. 4. 19	<審査会合資料> 組織改正と違う趣旨の変更内容、記載の適正化としている内容について、変更内容の意味をわかりやすく整理すること。	<保) 埋設個別03> 組織改正の変更内容について、新規の補足説明資料に整理する。	2022. 4. 27 (資料提出)	保) 埋設個別03 組織改正に伴い実施職位に変更がある業務に係る補足説明資料	—
3	埋設	2022. 4. 19	<審査会合資料> 組織改正に至った根本的な理由が不明確であり、実情が分からないため、整理すること。	<保) 埋設個別03> 組織改正の変更理由について、新規の補足説明資料に整理する。	2022. 4. 27 (資料提出)	保) 埋設個別03 組織改正に伴い実施職位に変更がある業務に係る補足説明資料	—
4	埋設	2022. 4. 25	<審査会合資料> 現在の組織から変更となる部分について、職務の項目で業務を行う者が読めない部分もあるため、職務の移管としてどのように変わるのか整理し、資料上で示すこと。	<保) 埋設個別03> 組織改正に伴う職位変更に伴う業務の移管状況について、新規の補足説明資料に整理する。	2022. 4. 27 (資料提出)	保) 埋設個別03 組織改正に伴い実施職位に変更がある業務に係る補足説明資料	—
5	埋設	2022. 4. 25	<審査会合資料> 非常時については、安全管理課長が行うこととなり、センターの範囲から出ることとなる。広い目で全体を見ていく、ということになると思うが、同一事業所内ということで、濃縮事業部との関係は、より連携をとって対応してほしい。	<保) 埋設個別03> 濃縮事業部との連携について、新規の補足説明資料に整理する。	2022. 4. 27 (資料提出)	保) 埋設個別03 組織改正に伴い実施職位に変更がある業務に係る補足説明資料	—



濃縮・埋設事業所 ウラン加工施設、廃棄物埋設施設  
再処理事業所 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設に係る保安規定変更認可申請コメント管理表 (3/3)

凡例  
 : 対応中  
 : 今回の提出資料にて対応  
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに含まれると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	全社共通	2022. 4. 19	<審査会合資料> 役員の教育に係る内容は、現行の規定もQMSの条文にあったり、保安教育という形で記載されているので、全体像の整理をして現状がどうい状態にあるのか、今後どうなるのかを整理したほうが、実態がわかると思う。	<保> 全社共通01> 役員の教育の実施の経緯および位置付けとして、保安教育との関係、QMS上の位置付けを含めて資料に記載する。	2022. 4. 28 (資料提出)	保) 全社共通01 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る 補足説明資料	—
2	全社共通	2022. 4. 19	<審査会合資料> 安全・品質本部長の職務、これまでも全社的な観点で各事業部をけん引する役割を担っている点から議長としての技術的能力があることは理解するが、立場的に変わることについて、本当に問題がないのかということの説明が必要。（役員への委嘱事項の見直し、役員の割り当て、事業許可の際には原燃として安全を最優先するという方針を掲げていたこと等との関係を含めて説明すること。）	<保> 全社共通01> 保安組織上の職位として設定することと、役位との関係について整理し、問題ないとする考え方を資料に記載する。	2022. 4. 28 (資料提出)	保) 全社共通01 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る 補足説明資料	—
3	全社共通	2022. 4. 19	<審査会合資料> 安全・品質本部長を議長とする代わりに、社長が選任する委員として安全・品質本部 副本部長を選任することが保安規定上では明確となっていない点について説明すること。	<保> 全社共通01> 保安規定上、副本部長を「社長が選任する委員」として別途指名し、必須委員として社内規定で明確にすることを考えていたが、保安規定への反映により、必須委員として副本部長を明確にすることを、資料に記載する。	2022. 4. 28 (資料提出)	保) 全社共通01 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る 補足説明資料	—
4	全社共通	2022. 4. 19	<審査会合資料> 「保安規定の変更をするという判断」と「取締役会での決定の日」の関係を説明すること。	<保> 全社共通01> 手続きについて社内でも再確認した結果を含め、関係を資料に記載する。	2022. 4. 28 (資料提出)	保) 全社共通01 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る 補足説明資料	—
5	全社共通	2022. 4. 19	<審査会合資料> 持ち回り審議に関する規定において、変更前に必須としていた安全・品質本部長による確認が、変更後の保安規定で明確となっていない点について保安上の妥当性を説明すること。	<保> 全社共通01> NO.3と同様に、持ち回り審議時の必須委員を社内規定で明確にすることを考えていたが、保安規定への反映により、必須委員として副本部長を明確にすることを、資料に記載する。	2022. 4. 28 (資料提出)	保) 全社共通01 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る 補足説明資料	—
6	全社共通	2022. 4. 19	<審査会合資料> 役員等の安全に係る教育について、安全・品質本部長の職務とし、実施計画を品質・保安会議で審議しないことについて保安上の妥当性を説明すること。	<保> 全社共通01> 安全・品質本部長の職務として実施にあたり、承認者を品質・保安会議議長から安全・品質本部長へ変更するのみであり、品質・保安会議にて審議または報告する運用に変更があるものではないことの説明を、資料に記載する。	2022. 4. 28 (資料提出)	保) 全社共通01 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る 補足説明資料	—
7	全社共通	2022. 4. 19	<保安規定> 本日（4/19）のヒアリングの中での説明で安全・品質本部長が上位との説明があったので各事業の保安規定の組織図を確認したところ、室・本部と事業部との記載位置が異なっている。また、事業許可を確認したところ、事業許可とも一致していない。組織図としては事業許可が正しいとの理解で良いか？また、今回の変更申請で見直すのか？	<保> 全社共通01> 安全・品質本部副本部長を保安規定の職務の中で明記することから、保安に関する組織図についても変更することとし、保安規定への反映により、副本部長を明確にすることを、資料に記載する。なお、あわせて、事業指定（許可）申請書 添付書類（技術的能力）の組織図と整合させる旨の説明を記載する。	2022. 4. 28 (資料提出)	保) 全社共通01 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る 補足説明資料	—